

広島県告示第九百三十号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和八年九月七日から施行する。

令和八年九月七日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(略)			(略)		
一 使用料			一 使用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
一 分析機械 1・2 (略)	〃 (略)	五、〇〇〇円 (略)	一 分析機械 1・2 (略)	(略)	(略)
3 電界放射走査電子顕微鏡（付属EDSを使用する場合） 4 12 (略)	(略)	(略)	3 11 (略)	(略)	(略)
二 測定機械 1 光電子分光装置 2 ポータブルX線残留測定装置	〃 (略)	一、四〇〇円 (略)	二 測定機械 光電子分光装置	(略)	(略)
二 (略)			二 (略)		